

20 内閣府 構造改革特区第24次 再々検討要請回答

| | | | |
|---------------|----------------------|----------|---------|
| 管理コード | 200010 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 保育所型認定こども園の有期認定規定の廃止 | 都道府県 | 兵庫県 |
| 提案主体名 | 兵庫県 | 提案事項管理番号 | 1032010 |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 内閣府 厚生労働省 文部科学省 |
| 該当法令等 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条 |
| 制度の現状 | 保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。 |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | 認定こども園の4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)のうち、保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現在、認定こども園の4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)のうち、保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされていることは、制度全体として整合性が図れていない。</p> <p>加えて、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。</p> <p>H25.4.1 現在兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には待機児童がいないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| | | | | |
|--|-------|---|-------|---|
| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | I |
| <p>保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。</p> | | | | |

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | |
|--|--------------------|---|----------------------|
| 再検討要請 | | | |
| 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | | | |
| 提案主体からの意見 | | | |
| <p>・保育所型の認定については、地域における将来的な保育需要の予想に基づき行う必要があるとの回答であるが、保育所から有期認定を要さない新制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合との取扱いに齟齬がある。</p> <p>・また、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向け各市町村は26年度に保育等のニーズ調査を行い、5箇年にわたる需給計画を策定することから、有期認定とする必要はない(保育ニーズのピークは平成29年度と言われており、この時点で待機児童がなければ、将来的に待機児童が発生することは少ない。また、認定こども園の設置者は認定こども園を廃止することが可能。)</p> | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し I |
| <p>保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づくことを前提に有効期間を定めることとされている。</p> <p>なお、保育需要は現在でも増加しているところであり、平成 29 年度以降についても、地域ごとに保育需要のピークは異なっていると考えられるため、有効期間を廃止することは適当ではない。</p> | | | |

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | |
|---|---------------------|---|-----------------------|
| 再々検討要請 | | | |
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再検討よろしく願います。 | | | |
| 提案主体からの再意見 | | | |
| <p>有期認定とする理由は、将来的な保育需要が増加した場合に備えるためとのことであるが、認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのであれば、設置者が認定こども園を廃止し、保育所に戻すことで対応が可能である。</p> <p>また、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所型と同様に保育所が単体で認可を受けられるが有期認可ではなく取扱いに齟齬が生じている。これらのことから保育所型の有期認定は廃止すべきである。</p> <p>なお、保育需要のピークが地域により異なることは承知しており、したがって、特区を設け、保育需要がピークを超えた地域から有期認定を廃止する対応を求めるものである。</p> | | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し I |
| <p>子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となるが、認定の有効期間については特段設けられておらず、これは、これまでの幼保連携型認定こども園と同様の取扱いである。</p> <p>一方、前回ご回答したとおり、保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができる施設である。</p> <p>保育所型認定こども園は、保育所を前提として保育に欠けない子どもも受け入れるものであ</p> | | | |

り、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づくことを前提に有効期間を定めることとされている。